

「沼津市景観計画」変更の経緯

年月	内容	詳細
H16.6	「景観法」制定	・H17.6 全面施行
H19.4	沼津市が「景観行政団体」となる	
H22.6	「沼津市景観条例」公布	・H25.4 全面施行
H22.12	「沼津市景観基本構想」策定	「沼津市都市景観形成ガイドプラン」(S63.3)改訂
H22.12	「沼津市景観計画」策定	・重点地区：①沼津駅周辺地区、②白隠のみち地区 ・H23.4 施行
H25.12	「沼津市景観計画」変更（1回目）	・重点地区追加：③沼津港周辺地区 ・H26.4 施行
H27.2	「沼津市景観計画」変更（2回目）	・重点地区追加：④原駅前地区、⑤戸田港周辺地区 ・H27.4 施行
H29.1	「第2次沼津市都市計画マスタープラン」策定	
R2.3	「沼津市中心市街地まちづくり戦略」策定	
R2.9	「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」公布	
R3.4	「沼津市景観計画」変更（3回目）	・再生可能エネルギー発電施設に関する内容追加 ・R3.4 施行
R3.4	「沼津市景観審議会」にて4回目の「沼津市景観計画」変更の審議開始	
R4.6	「沼津市都市空間デザインガイドライン」策定	
R6.	「沼津市景観計画」変更（4回目）	・重点地区①のエリア見直し、景観形成方針の見直し、眺望点・眺望ルートの設定、景観重要公共施設の指定など